

大分県報

平成三十一年
第三〇五一号
一月十八日

（金曜日）

○規則

銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定……………二三
特定計量器定期検査の実施……………二四

目次

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………一	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正……………二	人事委員会規則……………二	義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正……………二	告知 示……………三	知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（四件）……………三	生活保護法等による医療機関の指定……………四	特定非営利活動法人の設立認証申請……………四	特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………五	土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（二件）……………五	土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）……………六	地籍調査の成果の認証……………六	保安林の指定の解除……………六	定置漁業の免許……………六	道路区域の変更（三件）……………七	道路の供用開始（三件）……………七	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………八	教育委員会告示……………八	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定……………二二	選挙管理委員会告示……………二二	病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二三	公安委員会告示……………二三
---	---	---------------	---------------------------------	------------	--------------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------------------	---	------------------	-----------------	---------------	-------------------	-------------------	-------------------------------	---------------	--------------------------------	------------------	--	----------------

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年一月十八日

大分県規則第一号 大分県知事 広 瀬 勝 貞
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大分県規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。
第三条中「災害」を「死傷病」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条中「報告」を「規定による報告」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。

一 実施機関の長の職及び氏名

二 被災職員の氏名

三 傷病名

四 災害発生日

五 公務上の災害又は通勤による災害でないこと認定した理由

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての告示）

第二十五条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二條に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号を次のように改める。

一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務

第十三条第三項を次のように改める。

3 前項各号に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第七十五号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十二条の規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第九条の八第一項中「法第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第四号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和五十六年厚生省告示第十七号。以下この項及び次項において「施設告示」という。）に定める施設（施設告示第四号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第十三条第二項第一号の規定による検体検査の業務をいう。次項において

同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第二項中「法第十五条の三第一項第二号の前条の施設（施設告示第四号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例施行規則第十三条第二項第二号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の三第二項の規定による第九条の八の二に定める医療機器」とあるのは「条例施行規則第十三条第三号の規定による医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の三第二項の規定による医療」とあるのは「条例施行規則第十三条第三号第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第二項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項中「法第二十條の三第二項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則第十三条第二項第一号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十八日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

<p>別表第一中 「161号給」を「161号給から164号給まで」に、 「165号給」を「165号給から168号給まで」に、 「7,100」を「7,100」に改める。 「7,100」を「7,100」に改め、同表備考中「、その職務の級が2級である 別表第二中 「7,100」を「7,100」に改め、同表備考中「、その職務の級が2級である 別表第二中 「7,100」を「7,100」に改め、同表備考中「、その職務の級が2級である 別表第二中 「7,100」を「7,100」に改め、同表備考中「、その職務の級が2級である</p>	<p>者にあつては「149号給から152号給まで」とあるのは「149号給」とを削る。 附則 この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。</p>	<p>○ 告 示</p>	<p>大分県告示第十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。 平成三十一年一月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>公の施設の名称 指定管理者 期 間 指定年月日</p> <p>大分県立別府コンベンションセンター 東京都千代田区三番町二番地 ピーコンプラザ共同事業体 代表者 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博 昭</p> <p>平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで</p> <p>平成三十年十二月 十九日</p>
<p>大分県告示第十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。 平成三十一年一月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>公の施設の名称 指定管理者 期 間 指定年月日</p> <p>玖珠郡九重町大字松木四千二百六十四番地の一 有限会社吉武建設 代表取締役 吉 武 勝 広</p> <p>大分市大字廻栖野三千二百三十一番地 九州乳業株式会社 代表取締役 檜 垣 周 作</p> <p>平成三十一年四月一日 から平成三十三年三月 三十一日まで</p> <p>平成三十一年二月一日 から平成三十三年三月 三十一日まで</p> <p>平成三十年十二月 十九日</p>	<p>大分県告示第十八号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。 平成三十一年一月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>公の施設の名称 指定管理者 期 間 指定年月日</p> <p>大分県青少年の森 大分県平成森林公園 大分県神角寺展望の丘</p> <p>大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五 公益財団法人森林ネットお おいた 理事長 重 本 悟</p> <p>平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで</p> <p>平成三十年十二月 十九日</p>	
<p>大分県告示第十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。 平成三十一年一月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				<p>大分県告示第十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。 平成三十一年一月十八日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>

平成三十一年一月十八日

大分県報（人事委規則・告示）

の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月十八日

大分県知事 広瀬 貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
別府港機械管理駐 車場・県営三号上 屋・石垣地区緑地	別府市新港町九百四十二番五 号 株式会社おおいた観光サ ービス 代表取締役 奥村 伸幸	平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで	平成三十年十二月 十九日
大分港大在コンテ ナーミナル	大分市大字大在六番地 株式会社大分国際貿易セン ター 代表取締役社長 岡 周司	平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで	平成三十年十二月 十九日
大分スポーツ公園 高尾山自然公園	大分市東春日町一番八号 株式会社大宣 代表取締役社長 朝倉 弘美	平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで	平成三十年十二月 十九日

大分県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十一年一月十八日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
宮崎内科医院	宮崎 幸雄	別府市青山町一〇―二七	平三〇・一一・一
はやみクリニック	医療法人博愛会	杵築市山香町大字内河野三〇六七	〃

医療機関	指定管理者	所在地	指定年月日
おたにクリニック	(社団)	中津市沖代町二丁目一九―二	平三〇・一二・一
北浜さとう歯科クリニック	医療法人さとう歯科クリニック	別府市北浜二丁目七―一八	平三〇・六・一
国見病院	医療法人二豊会	国東市国見町伊美一九六八	平三〇・九・一
中津皮膚科	医療法人澄心会	中津市中央町一丁目九―三六	平三〇・一一・一
聖陵花月クリニック	医療法人聖陵会	日田市大字三和九三―一六	〃
福田内科医院	医療法人福田会	別府市石垣東三丁目四―一二	平三〇・一二・一
千馬内科医院	医療法人千馬内科医院	別府市楠町二―一七	〃
木戸耳鼻咽喉科クリニック	医療法人恵仁会	中津市大字永添三七五―一	〃
宮本整形外科医院	医療法人正裕会	中津市中央町一丁目五―六五	〃
医療法人恒心会膳所医院	医療法人恒心会	日田市本町八―三二	〃
津久見中央病院へき地巡回診療所	一般社団法人津久見市医師会	津久見市大字千怒六〇―一	〃
みやうちウイメンズクリニック	医療法人愛一步会	杵築市大字杵築字北浜六六五―五〇―一	〃
玄々堂整形外科	医療法人玄々堂	宇佐市大字石田字瓦塚三三―一二	〃
ファン薬局別府医療センター前	株式会社ファンメディカル	別府市内竈一六―一二	〃
三栄薬局成宜店	有限会社三栄	日田市淡窓二丁目二―二三	〃
株式会社喜久屋薬局玉川店	株式会社喜久屋薬局	日田市大字十二町五九八―一	〃
かすが薬局	株式会社かすが薬局	玖珠郡玖珠町大字帆足二五八―一二	〃

大分県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。
平成三十一年一月十八日

一 申請のあった年月日
平成三十年十二月二十七日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 C t a k e 会

三 代表者の氏名
畑 中 哲 志

四 主たる事務所の所在地
大分市王子西町十一番十四号 アステイオン王子七〇八

五 定款に記載された目的
この法人は、医療・介護・福祉に関わる者および身体に障害を有した者に対して、医療・介護・福祉の技術向上に向けたセミナー事業を行い、障害を有した者が地域社会の中で自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

大分県告示第二十二号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十一年一月十八日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年十二月二十六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 A R T P R O J E C T O I T A

三 代表者の氏名
裏 正 亘

四 主たる事務所の所在地
大分市

五 定款に記載された目的
この法人は、大分県の中心である大分市中心市街地を活動拠点とし、アート、音楽等を

はじめとした文化芸術活動を通して、潜在的なまちの魅力と可能性を引き出し、活力のある文化的で創造的な社会づくりに寄与することを目的とする。
六 定款変更の内容
目的の変更
事業の変更
公告の方法の変更

大分県告示第二十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十一年一月十八日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名
小富士地区一工区

縦覧期間
平三一・一・一八から
平三一・二・七まで

縦覧場所
竹田市役所

大分県告示第二十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十一年一月十八日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名
竹田南部地区門田工区

縦覧期間
平三一・一・一八から
平三一・二・七まで

縦覧場所
竹田市役所

番地六 松下知	番一まで	後	四五・九 八・六	九四・五
------------	------	---	-------------	------

<p>大分県告示第二十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年一月十八日</p>				
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市牧一丁目三八七番から大分市大字下郡字若宮田一八五六番一まで	大分市大字下郡字若宮田一八五五番二まで	前	メートル 八八・四 〇二二・〇	メートル 八〇二・〇
		後	メートル 六五・四 〇二二・〇	八〇二・〇
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>				

<p>大分県告示第三十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年一月十八日</p>				
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市牧一丁目三八七番から大分市大字下郡字若宮田一八五五番二まで	大分市大字下郡字若宮田一八五五番二まで	前	メートル 八八・四 〇二二・〇	メートル 八〇二・〇
		後	メートル 六五・四 〇二二・〇	八〇二・〇
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>				

<p>大分県告示第三十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年一月十八日</p>				
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
豊後大野市大野町夏足字中津留二二番二から豊後大野市大野町夏足字新飼三九番地先まで	豊後大野市大野町夏足字新飼三九番地先まで	前	メートル 一二・五 〇三・八	メートル 二四三・三
		後	メートル 二二・九 〇一〇・〇	二四三・三
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>				

<p>大分県告示第三十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十一年一月十八日</p>				
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		
県道萩原下郡線	大分市牧一丁目三八七番から大分市大字下郡字若宮田一八五五番二まで	平三一・一・一八		
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>				

<p>大分県告示第三十三号</p>				
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道山香院内線	杵築市山香町大字日指字檜山一二三八番一地先から杵築市山香町大字日指字尾鼻九五八	前	メートル 四五・九 〇五・〇	メートル 九四・五
		後		
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>				

平成三十一年一月十八日

大分県報（告示）

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道山香院内線
杵築市山香町大字日指字榎山一二四一番八から
杵築市山香町大字日指字尾鼻九五六番六まで
平三一・一・一八

県道下恵良九重線
玖珠郡玖珠町大字岩室字浦山一八九九番三地内
平三一・一・一八

大分県告示第三十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道緒方大野線
豊後大野市大野町夏足字中津留二二二番二から
豊後大野市大野町夏足字新飼三九番地先まで
平三一・一・一八

大分県告示第三十五号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

平成三十一年一月十八日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称 所在地 指定の区分 土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類 区域の表示 法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項

畑小屋
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(A) 出羽③
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(B) 出羽③
中津市
土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(C) 出羽③
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(A) 茸木①
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(B) 茸木①
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(B) 大曲④
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(A) 大曲④
中津市
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊
別図のとおり
別図のとおり

(「別図」は、省略し、中津土木事務所に備えて縦覧に供する。)

備考

龍④	(B) 志川③	(A) 志川③	龍③	龍②(B)	龍②(A)	龍①	(B) 志川②	(A) 志川②	
中津市	守実 山国町 中津市	草本							
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	災害特別警戒区域							
急傾斜	地の崩壊 急傾斜	壊							
別図の	別図のとおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十一年一月十八日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	③(B) 上志川	③(A) 上志川	②(B) 上志川	②(A) 上志川	茸木②	① 上志川	出羽④	龍⑤	
	守実 山国町 中津市	守実 山国町							
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	災害特別警戒区域							
	地の崩壊 急傾斜	地の崩壊							
	別図のとおり	別図のとおり							
	別図のとおり								

大分県報 (告示)

大坪川 ②	大坪川 ①	竜川 ①	草本川	田良川	茸木川	上志川 ④(B)	上志川 ④(A)	大石峠
守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	草本 山国町 中津市	草本 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	長尾野 山国町 中津市
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
竜川 ②	栗山川	出羽川	茸木川 ③	茸木川 ①	上志川 ③	上志川 ②(B)	上志川 ②(A)	上志川 ①
守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市	守実 山国町 中津市
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり

下持田川	持田川	川②	上ノ原	③草本川	②草本川	竜川⑦	竜川⑥	竜川⑤	竜川④	竜川③
耶馬溪 中津市 山移	耶馬溪 中津市 町大字	草本 山国町	中津市 山国町	草本 山国町	草本 山国町	守実 山国町	守実 山国町	守実 山国町	守実 山国町	守実 山国町
区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒
土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり		別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
			別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	
下小屋	川ノ原 川下(B)	川ノ原 川下(A)	川ノ原 川上(C)	川ノ原 川上(B)	川ノ原 川上(A)	天神川	馬場川 下	馬場川		
中津市	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	川原口 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪	山移 町大字 耶馬溪
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり				

平成三十一年一月十八日

大分県報(告示)

鹿倉川	天神川 下	持田川 上	向山川	白石川	堂田川	原井川 下2(B)	原井川 下2(A)	の原川
山移 町大字 耶馬溪 中津市	川原口 町大字 耶馬溪 中津市							
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
土石流								
別図のとおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	
三尾	道の 下	北林 無 田(B)	北林 無 田(A)	上原 井	東川	相ノ 原 川(C)	相ノ 原 川(B)	相ノ 原 川(A)
山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	川原口 町大字 耶馬溪 中津市	川原口 町大字 耶馬溪 中津市	川原口 町大字 耶馬溪 中津市	川原口 町大字 耶馬溪 中津市
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり								
別図のとおり								

鹿倉	小杉②	小杉①	直入畑	柿瀬②	(C) 柿瀬①	(B) 柿瀬①	(A) 柿瀬①	馬場①
山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市	柿坂 町大字 耶馬溪 中津市	柿坂 町大字 耶馬溪 中津市	柿坂 町大字 耶馬溪 中津市	柿坂 町大字 耶馬溪 中津市	山移 町大字 耶馬溪 中津市
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								
持田⑤	持田④	持田③	持田②	持田①	鎌野	馬場②	原井	小杉③
山移 町大字 耶馬溪 中津市								
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

平成三十一年一月十八日

大分県報(告示)

	① 山ノ口 宇佐市 安心院 口山ノ	① 下船木 宇佐市 院内町 小稲	① 宇津原 宇佐市 院内町 小稲	柿ノ木 (B) 宇佐市 院内町 小稲	柿ノ木 (A) 宇佐市 院内町 小稲	分寺の 上 宇佐市 院内町 温見	和泉原 中津市 耶馬溪 町大字 金吉	城ノ首 中津市 耶馬溪 町大字 金吉	白木② 中津市 三光小 袋
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域	区域 土砂災害警戒 区域
	壊 地の崩 急傾斜								
	別図の とおり								
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			
	（「別図」は、省略し、宇佐土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）								
	⑤ 大重見 (B)	⑤ 大重見 (A)	(B) 小稲 ②	(A) 小稲 ②	(E) 小稲 ①	(D) 小稲 ①	(C) 小稲 ①	(B) 小稲 ①	(A) 小稲 ①
	宇佐市 院内町 小稲								
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
	壊 地の崩 急傾斜								
	別図の とおり								
	別図のとおり								

平成三十一年一月十八日

大分県報 (告示)

(A) 分寺①	(B) 納寺①	(A) 納寺①	小稲④	(D) 小稲③	(C) 小稲③	(B) 小稲③	(A) 小稲③	② 宇津原
温見 院内町 宇佐市	斎藤 院内町 宇佐市	斎藤 院内町 宇佐市	小稲 院内町 宇佐市					
区域 災害特別警戒								
土砂災害警戒 区域及び土砂								
急傾斜地の崩壊								
別図のとおり								
別図のとおり								
(B) 飯塚②	(A) 飯塚②	飯塚①	(B) 分寺⑤	(A) 分寺⑤	分寺④	(B) 分寺②	(A) 分寺②	(B) 分寺①
斎藤 院内町 宇佐市	斎藤 院内町 宇佐市	斎藤 院内町 宇佐市	温見 院内町 宇佐市					
区域 災害特別警戒								
土砂災害警戒 区域及び土砂								
急傾斜地の崩壊								
別図のとおり								
別図のとおり								

	②山ノ口 (B)	②山ノ口 (A)	(B)川崎②	(A)川崎②	川崎①	鳥越⑤	鳥越④	鳥越②	飯塚③
	宇佐市 安心院 町山ノ口	宇佐市 安心院 町山ノ口	宇佐市 安心院 町板場	宇佐市 安心院 町板場	宇佐市 安心院 町板場	宇佐市 安心院 町鳥越	宇佐市 安心院 町鳥越	宇佐市 安心院 町鳥越	宇佐市 院内町 斎藤
	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
	急傾斜 地の崩 壊								
	別図の とおり								
	別図のとおり								
	分寺川 ①(C)	分寺川 ①(B)	分寺川 ①(A)	納寺川 ③(B)	納寺川 ③(A)	納寺川 ②	納寺川 ①(B)	納寺川 ①(A)	分寺川 ②
	宇佐市 院内町 温見	宇佐市 院内町 温見	宇佐市 院内町 温見	宇佐市 院内町 斎藤	宇佐市 院内町 斎藤	宇佐市 院内町 斎藤	宇佐市 院内町 斎藤	宇佐市 院内町 斎藤	宇佐市 院内町 温見
	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域						
	土石流								
	別図の とおり								
	別図のとおり								

平成三十一年一月十八日

大分県報(告示)

(A) 氏原川 小稲院内町 宇佐市	川(B) 宇津原 小稲院内町 宇佐市	川(A) 宇津原 小稲院内町 宇佐市	①(D) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	①(C) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	①(B) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	①(A) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	川北小稲 小稲院内町 宇佐市	④ 温見院内町
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
土石流								
別図のとおり								
別図のとおり								
谷① 比ノ迫 温見院内町 宇佐市	② 大坪川 大坪院内町 宇佐市	① 板場川 町安心院 宇佐市	川崎川 町安心院 宇佐市	② 板場川 町安心院 宇佐市	②(B) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	②(A) 小稲川 小稲院内町 宇佐市	(C) 氏原川 小稲院内町 宇佐市	(B) 氏原川 小稲院内町 宇佐市
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
土石流								
別図のとおり								
別図のとおり								

長福寺	川①(B) 南無会	川①(A) 南無会	川① 田ノ口	川② 田ノ口	③ 高並川	川③ 十ヶ平	大坪川	⑤ 高並川	川② 比ノ迫
宇佐市	町下毛 安心院	町下毛 安心院	口 町田ノ 安心院	口 町田ノ 安心院	高並 院内町	西椎屋 院内町	大坪 院内町	高並 院内町	温見 院内町
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域
急傾斜	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
(A) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(B) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(C) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(D) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(E) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(F) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(G) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(H) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(I) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(J) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(K) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(L) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(M) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(N) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(O) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(P) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(Q) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(R) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(S) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(T) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(U) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(V) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(W) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(X) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(Y) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									
(Z) 院内町 区域及び土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊 別図のとおり									

平成三十一年一月十八日

大分県報(告示)

	(A) 高並⑦	高並⑥	高並⑤	(C) 高並④	(B) 高並④	(A) 高並④	⑥ 談合堂	④ 下矢部	鳥越①
	高並 宇佐市 院内町	覚寺 宇佐市 大字正	矢部 宇佐市 大字下	安心院 宇佐市 町鳥越					
	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒								
	壊 地の崩 急傾斜								
	別図の とおり								
	別図のとおり								
岩下①	(C) 月俣⑭	(B) 月俣⑭	(A) 月俣⑭	月俣⑤	(D) 高並⑧	(C) 高並⑧	(B) 高並⑧	(A) 高並⑧	(B) 高並⑦
宇佐市	月俣 宇佐市 院内町	月俣 宇佐市 院内町	月俣 宇佐市 院内町	月俣 宇佐市 院内町	高並 宇佐市 院内町				
土砂災害警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒								
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜								
別図の	別図の とおり								
別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

十ヶ平	③ 十ヶ平	② (B) 十ヶ平	② (A) 十ヶ平	① (B) 上惠良	① (A) 上惠良	(B) 岩下③	(A) 岩下③	岩下②	
宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市	上惠良 院内町 宇佐市	上惠良 院内町 宇佐市	温見 院内町 宇佐市	温見 院内町 宇佐市	温見 院内町 宇佐市	温見 院内町 宇佐市
土砂災害警戒 区域	災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	
(B) 下毛④	(A) 下毛④	下毛③	下毛②	下毛①	大坪②	大坪①	② 上惠良	④	
町下毛 安心院 宇佐市	町下毛 安心院 宇佐市	町下毛 安心院 宇佐市	町下毛 安心院 宇佐市	町下毛 安心院 宇佐市	大坪 院内町 宇佐市	大坪 院内町 宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市	西椎屋 院内町 宇佐市
災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十一年一月十八日

大分県報(告示)

麻生	台	正覚寺	鳥越③	③(B) 田ノ口	③(A) 田ノ口	② 田ノ口	①(B) 田ノ口	①(A) 田ノ口
宇佐市 大字麻生・宇 佐市大 字嶽ノ	宇佐市 大字正 覚寺	宇佐市 大字正 覚寺	宇佐市 安心院 町鳥越 区域	宇佐市 安心院 町田ノ 口	宇佐市 安心院 町田ノ 口	宇佐市 安心院 町田ノ 口	宇佐市 安心院 町田ノ 口	宇佐市 安心院 町田ノ 口
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
地滑り	地滑り	地滑り	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
			別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

<p>大分県教育委員会告示第一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。</p> <p>平成三十一年一月十八日</p> <p>大分県教育委員会</p>		石仏		山ノ口	今井	下船木	上船木	首・宇 佐市大 字灘
		宇佐市 安心院 町東椎 屋	宇佐市 安心院 町東椎 屋	宇佐市 安心院 町東椎 屋	宇佐市 安心院 町山ノ 口・宇 佐市安 心院町 福貴野	宇佐市 安心院 町今井 ・宇佐 市安心 院町大	宇佐市 院内町 下船木	宇佐市 院内町 上船木
		土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域
		地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り
		別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり

○教育委員会告示

公の施設の名称	指定管理者	期 間	指定年月日
大分県立武道スポーツセンター	大分市東春日町一番八号 株式会社大宣 代表取締役社長 朝倉弘美	平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで	平成三十年十二 月十九日
大分県立庄内屋内 競技場	由布市庄内町柿原三百二番地 由布市 由布市長 相馬尊重	平成三十一年四月一日 から平成三十六年三月 三十一日まで	平成三十年十二 月十九日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 指定病院中
 - 「医療法人財団天心堂へつぎ病院」
 - 「社会医療法人財団天心堂へつぎ病院」
 - 「社団法人津久見市医師会立津久見中央病院」
 - 「一般社団法人津久見市医師会立津久見中央病院」
 - 「医療法人起愛会精神科神経内科宇佐病院」
 - 「医療法人起愛会宇佐病院」
 - 二 指定介護老人保健施設中
 - 「医療法人財団天心堂老人保健施設陽光苑」

- 「社会医療法人財団天心堂介護老人保健施設陽光苑」
- 「医療法人玄真堂介護老人保健施設なのみ」
- 「社会医療法人玄真堂介護老人保健施設なのみ」
- 「医療法人鶴玲会老人保健施設メディケア亀寿苑」
- 「医療法人鶴玲会介護老人保健施設メディケアまほろば苑」
- 「医療法人鶴玲会老人保健施設メディケア亀寿苑」
- 「医療法人鶴玲会老人保健施設メディケア亀寿苑」
- 三 指定老人ホーム中
 - 「グラントホーム八雲」
 - 「シルバーホーム花千寿」
 - 「グラントホーム八雲」
 - 「特別養護老人ホーム紫雲荘」
 - 「社会福祉法人紫雲会首養護老人ホーム三國寮」
 - 「社会福祉法人紫雲会首養護老人ホーム三國寮」
 - 「特別養護老人ホーム紫雲荘」

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第6号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症であるかどうかの診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成31年1月18日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

平成三十一年一月十八日

大分県報（教育委告示・選管委告示・公安委告示）

- 1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地
- (1) 医師の氏名
 瀧野 勝弘
- (2) 勤務する病院の名称及び所在地
 瀧野病院 大分市坂ノ市中央五丁目1番21号
- 2 指定年月日
 平成30年12月23日

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

平成三十一年一月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期 日	実施の場 所
由布市	平三二・五・一四から 平三二・八・一三まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	特定計量器の所在場所
豊後高田市	平三二・五・二七から 平三二・八・二六まで	〃
日出町	平三二・六・四から 平三二・九・三まで	〃
宇佐市	平三二・六・一一から 平三二・九・一〇まで	〃
中津市	平三二・七・二から 平三二・一〇・一まで	〃
姫島村	平三二・九・三から 平三二・一二・二まで	〃
国東市	平三二・九・四から 平三二・一二・三まで	〃

実施の区域	実施の期 日	実施の場 所
別府市	平三二・九・一一から 平三二・一二・一〇まで	〃
杵築市	平三二・一〇・一五から 平三二・一・一四まで	〃
二一に揚げるもの以外の特定計量器		
実施の区域	実施の期 日	実施の場 所
由布市	平三二・五・一四から 平三二・五・一七まで	由布市役所
豊後高田市	平三二・五・二七から 平三二・五・三一まで	豊後高田市役所
日出町	平三二・六・四から 平三二・六・五まで	日出町役場
宇佐市	平三二・六・一一から 平三二・六・二〇まで （日曜日、土曜日を除く。）	宇佐市役所
中津市	平三二・七・二から 平三二・七・一九まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	中津市役所
姫島村	平三二・九・三	姫島村役場
国東市	平三二・九・四から 平三二・九・一〇まで （日曜日、土曜日を除く。）	国東市役所
杵築市	平三二・九・一一から 平三二・九・一七まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	杵築市役所
別府市	平三二・一〇・一五から 平三二・一〇・三〇まで （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	別府市役所